大阪、昭47不８・49、昭47．９．18

命　　令　　書

申立人　　全国自動車交通労働組合大阪地方連合会
東光交通労働組合

被申立人　　東光交通株式会社

主　　文

１　被申立人はＣ１を執行委員長とする東光交通労働組合以外の労働組合は存在しないとの理由で申立人との団体交渉を拒否してはならない。

２　被申立人は、昭和47年５月度以降申立人組合員の賃金から控除した組合費等を申立人に引渡すとともに、申立人との間のチェック・オフ協定を誠意をもって履行しなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　被申立人東光交通株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社および営業所（以下「守口営業所」という）を置き、従業員145名、車両58台をもってタクシー業を営む株式会社である。なお、会社は、昭和47年７月10日まで大阪市大正区にも営業所（以下「大正営業所」という）を置いて営業していた。

⑵　申立人全国自動車交通労働組合大阪地方連合会東光交通労働組合（以下「組合」という）は、本件審問終結時会社従業員20名で組織されている労働組合であって、全国

自動車交通労働組合大阪地方連合会（以下「地連」という）に加盟している。

2　会社経営者の交代について

⑴　会社は、45年８月から賃金を遅配、欠配するにいたり、さらに当時の代表取締役Ｂ１は、会社経営を放棄して行方をくらました。そこで組合は、やむなく賃金債権の確保等のため会社の了承をえて経営管理を行なった。

⑵　その後、代表取締役にＢ２（以下「Ｂ２社長」という）が就任した。46年７月23日、会社と組合は、組合が行なった経営管理等を終結するため協定を締結した（以下この協定を「７・23協定」という）。

⑶　７・23協定の第１項には「会社は経営者交代にともない組合員の身分、勤続年数及び前経営者と組合との間で締結されている賃金協定、労働協約その他一切の諸協定及び文書化されていない慣習・慣行等について『現時点において』すべて有効であることを認め、誠実に履行することを約する」と規定されている。

⑷　その後46年８月20日まで、組合は、経営管理の残務整理を行ない、同月21日７・23協定に基づいて会社による営業が開始された。

なお、当時組合員数は43名であった。

3　ユニオン・ショップ協定等について

⑴　38年８月３日、会社と組合は、ユニオン・ショップ協定を締結し、以後会社は、この協定に基づき従業員を新規採用した場合は、そのつど組合に新規採用した従業員の名簿を添付して試採用した旨通知し、さらに試採用期間（２ヵ月間）が終了すれば組合に同じく名簿を添付して本採用にした旨通知した。

そして組合は､会社から本採用通知を受けた従業員からの組合加入申込書を受付け、組合加入を認めていた。なお、当時の組合規約第26条には「組合員としての資格は加入金を受理したときから始まる」と規定されていた。

⑵　46年７月30日、組合は臨時大会を開催し、①役員の任期を１年から２年に延長すること、②組合加入申込者は資格審査を行なって組合加入を認めること、等を決議するとともに、執行部が組合規約の改正手続を行なうことを決定した（同決議に伴う組合

規約の改正については後述する)。

⑶　同年８月20日以降、会社は従業員を新規採用しても、ユニオン・ショップ協定に基づく組合への試採用通知および本採用通知を行なわなくなった。そこで組合は、同年９月以降､団体交渉で試採用通知等を行なうよう再三会社に要求した｡これに対して、会社は「会社による教育が済むまで組合員にはできない」と述べ、組合の要求に応じなかった。

⑷　47年１月19日、Ｂ２社長は、団体交渉の席上、当時大正営業所勤務の組合員10名の組合脱退届（この10名の組合脱退届の筆跡はすべて同一であり、また日づけは「昭和47年１月　日」となっており、日にちは記入されていない）を執行委員長Ａ１（以下「Ａ１委員長」という）に手渡し「この10名が組合を20日づけをもってやめる」と伝えた。この10名の組合脱退と組合員の退社等のため組合員数は43名から23名に半減した。

⑸　同月27日、Ｂ２社長は、非組合員の点呼を行なった際「全自交はいやだろう。しかし、組合は全自交であるから全自交に加入しなければならない。組合は51％を握れば民主的に運営されるからストを執行部が提案しても反対すれば彼らは23名だから、数の上でこちらが勝つ」と述べた（以下この発言を「１・27発言」という)。

⑹　同月29日、会社は、46年８月20日から同年12月29日までの間に採用した従業員42名（内10名は試用期間中）の名簿を添付して、組合に対し「入社日より14日以上の在籍者を組合員と認めることになりました」との旨文書で通知した｡これに対して組合は、２月３日文書をもって、組合への加入は組合が独自の判断で決定することであるとして抗議するとともに、組合規約に基づき審査を行なった上で組合加入を認めるので会社の要望にそって全員一括して組合員とすることはできない旨会社に通告した。

⑺　47年２月６日、組合は臨時大会を開催し、前述の46年７月30日の大会決議に基づき「組合員としての資格は加入金を受理したときから始まる」と規定されていた組合規約第26条を「組合員としての資格は審査して決定する」と改めた。

⑻　47年２月８日、非組合員は、交通違反の罰金補償を目的とする救済会をＣ２（以下「Ｃ２」という）を代表者として結成した。救済会は、会費月300円と会社の拠出金

月50,000円をもって運営された。Ｃ２らは、前述罰金補償のほかに救済会の名で会社との間で賃金協定を締結し、また同年３月８日、会社の守口労働基準監督署長への就業規則変更届に際し、Ｃ２ら救済会員の連署をもって同意書を作成する等の活動を行なった。

４　Ｃ２らの組合加入申込み等について

⑴　組合加入申込みについて

①　47年４月８日、会社は、46年８月20日から47年２月５日までの間に採用した従業員62名の名簿を添付して組合に本採用通知を行なった。

②　同月17日、Ｃ２ら救済会の有志数名は、69名分の組合加入申込書と加入金20,700円をＡ１委員長に手渡した。なお、加入金20,700円は加入申込者個々人から徴収したものではなく、救済会の予算から一括して支出したものである（以下69名の加入申込者を総称して「加入申込者」という）。

その際、Ｃ２らが「これで組合員になるな」とたずねたのでＡ１委員長は「５月のはじめに、守口市民会館でひとりひとり組合員資格を審査して組合加入を認める。加入金は預っておく」と答えた。

③　同月22日、会社は、47年２月18日以降に採用したＣ１（以下「Ｃ１」という）ら37名の試採用通知とＣ１ら９名（このうちＣ１ら６名は前述の加入申込者のなかに含まれている）の本採用通知を組合に行なった。

⑵　臨時大会開催要求等について

①　47年４月22日、前述の加入申込者のうち59名は組合員資格をすでに取得したとしてＣ２を署名代表者として連署した文書によりＡ１執行部に対する不信任を表明するとともに、同月26日に臨時大会を開催するよう要求する旨Ａ１委員長に通告した。これに対して、Ａ１委員長は「組合員資格は規約によって審査することになっている。大会をやってもそれは無効だ。会社の意のままに動いてもだめだ」と述べた。なお、組合規約第８条には、組合員の３分の１以上が議案を示して要求したときは執行部は臨時大会を開催しなければならないと規定されている。

② 同月26日午前８時ごろ、Ａ１委員長は、Ｃ２らの臨時大会開催要求に対して「組合加入は認められない。大会は開催しない。やるのなら勝手にやりなさい」と述べた。

③ 同日午前10時ごろ、Ｃ２らは、大会運営委員会の主催ということで「組合臨時大会」の名称で集会（以下「４・26集会」という）を開催した。４・26集会の参加者は69名で、Ａ１委員長ら組合員20名（23名いた組合員は当時20名に減少していた）は参加しなかった。また、４・26集会には前述の加入申込者のうちＣ３ら４名は参加せず、加入申込みを行なっていないＣ４ら４名が参加した。

なお、組合の大会運営規則第２条では、大会招集手続とその運営は執行部が行なう旨、また組合規約第９条では、大会の定足数は組合員の４分の３以上とする旨規定されている。

④ ４・26集会においてその参加者は、Ａ１執行部の不信任案を可決し、Ｃ１を執行委員長とする執行部を選出した。これらの決議や役員選挙には前述の加入申込みを行なっていないＣ４らも加わった。また、４・26集会においては、労働組合としての運動方針等はまったく議論されなかった。

⑤ ４・26集会終了後、Ｃ１執行委員長らは、地連に赴き、４・26集会の経緯を説明し、Ｃ１執行部を組合の新執行部として認めるよう要請した。これに対して地連はＡ１委員長らと協議して態度をきめる旨答えた。数日後、地連は、Ａ１執行部を支持し、Ｃ１執行部を組合の執行部として認めることはできない旨決定した。そのためＣ１執行部は、その団体の名称を単に東光交通労働組合（以下「東光労組」という）とした。

⑥ ４・26集会後、４月27日の地連の統一ストライキにＡ１委員長をはじめとする組合員は参加したが、東光労組の組合員は一人も参加せず、また東光労組は新たに組合規約を制定する等組合と東光労組はそれぞれ独自の活動を展開している。

⑦ ５月24日、Ａ１委員長は、Ｃ２に69名の加入申込みは認められないことと加入金20,700円を返却する旨文書で通知した。

なお、組合規約第29条には「組合員はいかなる場合に於ても人種、性別、年令、宗教、信条、門地、身分などにより差別待遇されることはない。且つ全て平等の権利と義務をもつ」と定められている。

5　大正営業所閉鎖等に関する団体交渉について

⑴　42年８月５日、会社と組合は、職場の統一条件に関して「守口に職場を統一する場合は、統一する３ヵ月前に労使協議して実施する」との協定を締結した。

⑵　会社経営者が交代した46年７月ごろ、大正営業所には17名の組合員がいたが、47年１月20日ごろには、前述の組合員の組合脱退、退社等のため副委員長Ａ２、書記長Ａ３および執行委員Ａ４（以下それぞれ「Ａ２」、「Ａ３」、「Ａ４」という）の３名のみになった。

⑶　47年５月７日、会社はＡ４、Ａ２およびＡ３に対して、守口営業所への配置転換を命じた。これに対してＡ４ら３名は、翌８日大阪地方裁判所に前述の配置転換する旨の意思表示の効力停止を求める仮処分を申請した。ところが、同月17日会社が、①同人らに賃金を支給し、②配置転換する旨の意思表示を撤回する旨同裁判所で表明したため、Ａ４らは前述の申請を取下げた。

⑷　６月19日、会社は、Ａ４ら３名に対して「47年４月21日大正営業所の廃止を陸運局に申請しており、その認可が近く行なわれるので、貴方とその件について協議したいと考えますから６月22日本社に出頭して下さい」との旨文書で通知した。これに対して組合は、６月23日大正営業所の廃止問題は会社と組合との間で協議すべきであるとして前述のＡ４らへの通知に抗議するとともに、団体交渉の開催を要求する旨文書で会社に通告した。しかし会社は、団体交渉には応じなかった。

⑸　７月８日、会社は、Ａ４ら３名に対して、それぞれ「大正営業所の廃止は認可されたので、７月10日をもって同営業所を閉鎖する。よって守口営業所で勤務されたい」旨文書で通知した。しかし、Ａ４ら３名は、大正営業所の廃止について会社が組合と何ら協議していないことを理由にこの通知に従っていない。また、組合は同月７日、10日、16日および21日、会社に大正営業所の廃止問題、賃上げ問題、一時金問題等を議

題とする団体交渉の開催を文書で申入れたが、会社は本件審問終結時においてもこれに応じていない。

6　チェック・オフについて

⑴　42年８月５日、会社と組合は、チェック・オフ協定を締結し、組合費、貯蓄金等のチェック・オフが実施されてきた。

⑵　47年６月４日、組合の会計Ａ５は営業部長Ｂ３（以下「Ｂ３部長」という）に同年５月分の組合費等のチェック・オフ金額101,100円の引渡しを求めた。これに対して、Ｂ３部長は「Ｃ１委員長が組合は一本だから組合を通じなければ渡すなといっているのであんたがたには渡せない」と述べて、前述金員の引渡しを拒否した。なお、会社はすでに前述金員をＣ１執行部に引渡していた。

⑶　その後も会社は、チェック・オフした47年６月分以降の組合の組合費をＣ１執行部に引渡している。

第２　判断

１　申立人適格について

⑴　会社は、次のような理由によって本件申立ては不適法であるとして却下を求める。すなわち、①加入申込者は　㋐組合規約の改正が行なわれたとは認められないこと、㋑仮に改正されていたとしても同規約第26条のいわゆる審査規定は、労働組合法および組合規約第29条の身分および思想信条によって差別しないとの定めに違反すること等よりすれば、当然に47年４月17日をもって組合員資格を取得したものである、②４・26集会は組合規約上合法にかつ民主的に組合の臨時大会として開催されたものであって、この大会での決議等はすべて有効であること等からみて、組合の代表者はＣ１執行委員長であって組合を代表しないＡ１委員長による本件申立ては不適法である。

よって、以下この点について判断する。

⑵　まず、加入申込者の組合員資格についてみる。組合規約が改正されていないとの会社の主張は、前記認定のように事実に反し失当である。また、組合加入について身分等によって差別することが許されないことは当然のことであるが、労働組合がその自

主性の維持を目的として、その範囲内で加入申込者の加入意思の確認等によって加入を認めるか否かについて審査を行なうことは労働組合の内部的規制として認められるものであって、このことは、組合加入について身分および思想信条によって差別するものではなく、また労働組合法の要請する労働組合の自主性、民主性の確立に何ら反するものでもない。したがって、組合規約の審査規定自体が労働組合法および組合規約第29条に違反するとの会社の主張は首肯できない。

そして、前記認定の団体交渉における発言や、１・27発言等にみられるようにＢ２社長が組合加入等に関して組合運営に介入する言動を行なっていること、救済会が実質的な組合活動を行なっていること、加入金は会社の拠出金が大半を占める救済会予算から一括して支出されていることならびに加入申込者ひとりひとりが自発的に加入申込みを行なったか否か疑わしいこと等の事情を総合すると、組合がその自主性を維持するため本件加入申込者について資格審査を行なおうとしたことは、至極当然のことと認められる。したがって、加入申込者は、４月17日に組合への加入手続を開始したものと認められるが、これらの者が同日に組合員資格を取得したとは認められず、会社の上記主張は容認できない。

⑶　次に、４・26集会についてみると、上記判断のように集会参加者はその全員が組合員資格を取得していないのであるから、組合規約に定める定足数を満たしているか否かについて判断するまでもなく、本集会は、組合員以外の従業員による集会であって組合の臨時大会とはとうてい認められない。したがって４・26集会で執行委員長に選出されたＣ１が組合の代表者であるとする会社の上記主張は失当である。なお前記認定のように地連は、地連加盟の組合としてＡ１執行部を支持し、Ｃ１執行部を組合の執行部として認めていないこと、また４・26集会後、東光労組が組合とはまったく別個の活動を展開していること等の事情から考えると、会社には組合と東光労組が併存しているものと認めるのが相当である。

⑷　以上要するに、会社の主張はいずれも採用できず、本件申立ての却下を求める会社の請求は失当である。

２　団体交渉およびチェック・オフについて

⑴　組合は、会社が大正営業所の廃止に伴うＡ４らの労働条件変更等について何ら正当な理由なく団体交渉を拒否していることならびに５月度以降の賃金から控除した組合費等を組合に引渡していないことは､いずれも明白な不当労働行為であると主張する。これに対して会社は、会社にはＣ１を執行委員長とする東光労組のみが存在し、したがって、大正営業所の廃止については東光労組との間で団体交渉を行ない、また控除した組合費は東光労組に引渡しているのであって、申立人の本件請求は失当であると主張する。よって、以下これらの点について判断する。

⑵　まず、会社の主張についてみると、前記１で判断したようにＣ１を執行委員長とする東光労組は組合とはまったく別個の組織である。

したがって、Ｃ１を執行委員長とする東光労組の存在を口実として大正営業所の廃止問題等を議題とする組合との団体交渉を拒否している会社の態度は労働組合法第７条第２号に該当する不当労働行為である。

⑶　また、上記判断のように会社には、Ｃ１を執行委員長とする東光労組とはまったく別個に、組合が存在している以上、会社は控除した組合費等を組合に引渡すのが当然であって、このチェック・オフ協定に違反する会社の独断的な行為は、組合の存在を嫌悪し組合の破壊を意図した労働組合法第７条第３号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定および判断に基づき当委員会は労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和47年９月18日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎